

## 賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和8年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受ける場合※】

詳しくはこちら

### 中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除

### 中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除



中堅企業



中小企業

※令和8年3月31日以前に開始された事業年度適用を受ける場合は、制度の内容が異なりますのでご注意ください。

## 固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

### 問合先

<先端設備等導入計画の作成等>  
・先端設備等の導入先の市区町村  
<税制>  
・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821

詳しくはこちら



## 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

### 問合先

日本政策金融公庫  
電話番号:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫  
電話番号:0120-981-827



## 賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

### 問合先

日本政策金融公庫  
電話番号:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫  
電話番号:0120-981-827

